

栗国村国際交流支援事業委託業務募集要項

平成28年6月6日

要項第1号

1. 目的

本募集要項は、栗国村で開催する「栗国村国際交流支援事業支援事業」委託業務に関する企画運營業務を委託する受託者を公募するため、必要な事項を定めるものである。

2. 名称

栗国村国際交流支援事業

3. 業務内容及び履行方法

具体的な業務内容及び履行方法については、「栗国村国際交流支援事業」委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

4. 業務期間

契約締結の日から平成29年3月15日とする。

5. 契約限度額

総額 2,834,500 円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内で契約を行う。

6. プロポーザル参加資格

本事業に関するプロポーザル参加者は、以下の条件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 社会更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (3) 経営内容や業務実績等から本事業の履行に支障なく、業務を遂行するにふさわしい技術を備えていること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (5) 租税を完納していること。
- (6) その他村長が定める要件を満たしている者であること。

7. 提出書類

提出書類は、(1)～(8)を8部〔原本1部、原本の写し7部〕を提出するものとする。

- (1) 参加申込書(様式1)、(2) 企画提案書(様式2)、(3) 会社概要書(様式3)、(4) 積算書、積算明細添付(様式4)、(5) 事業スケジュール(様式5)、(6) 実績書(様式6)

式6)、(7)質問書(様式7)、(8)登記事項証明書

8. 手続等

(1) 募集要項の配布期間及び方法

平成28年6月7日(火)より、粟国村役場ホームページにてダウンロードする形で配布を行う。

(粟国村ホームページ) <http://www.vill.aguni.okinawa.jp/>

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。(郵送でも可、当日消印有効)

(3) 問い合わせ・提出先

担当窓口：粟国村教育委員会

所在地：粟国村字東580番地

TEL 098-988-2449 FAX 098-988-2351

9. プロポーザル参加申込書の提出期限及び方法

(1) 事業者の選定

①公募型プロポーザル方式とし、参加申込書により提示された内容等により総合的に行います。

②提出書類：様式1：参加申込書、様式3：会社概要書、様式6：実績書

③提出期限：平成28年6月9日(木)午後5時までに事務局へ提出。

(2) 選定基準

①別紙1「プロポーザル提案書提出者選定基準」による。

②選定の結果は、選定された者に文書で通知します。

③選定結果に対して異議申し立てをすることはできない。

④選定結果に関する質問には回答しない。

10. 選定審査対象除外

(1) 次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外します。

①提出書類に虚偽の記載があったとき。

②この要項に違反又は著しく逸脱したとき。

③提出期限までに必要な書類がそろわなかったとき。

④その他不正行為があったとき。

⑤参加申込業者 選定委員会開催：平成28年6月10日(金)

11. 企画提案書の提出期限及び方法

①提案書の作成は、別紙2の「プロポーザル提案書作成要領」による。

②提出書類：様式2企画提案書、様式4積算書(見積書明細添付)、様式5事業スケジュール、様式7質問書、登記事項証明書

③提出期限：平成28年6月13日(月)午後3時必着

④提出方法：窓口への持参又は郵送とする。

⑤審査委員会開催：平成28年6月13日(月)にて受託者の特定

12. 受託者の特定

(1) 受託者を特定するための評価方法及び評価基準

- ①提案書の内容等を評価基準に基づいて書類審査を行う。
- ②受託者を特定するための評価基準は、別紙3「プロポーザル提案書評価基準」による。

(3) 受託者の特定及び結果の通知

- ①受託者は、評価基準に基づく評価の最も高い者とする。
- ②審査結果については、提案者に文書で通知する。
- ③審査結果については、異議申し立てをすることはできない。
- ④審査結果に関する質問には回答しない。

1.3. 募集から受託者特定までのスケジュール

- ①手続き開始の公表
6月7日(火)
- ②参加申込書の提出期限
6月9日(木)
- ③参加申込業者の選定(選定委員会開催)
6月10日(金)
- ④選定通知及び提案書提出要請書送付
6月10日(金)
- ⑤提案書の提出期限
6月13日(月)
- ⑥提案書の審査、受託業者の特定(選定委員会開催)
6月13日(月)
- ⑦特定結果の通知
6月13日(月)

1.4. その他

- (1) 業務企画書等の作成に要する経費、応募に要する経費は応募者の負担とし、提出物は返却しない。
- (2) 本業務に関し、受託者が村から受領又は閲覧した資料等は、村の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た村の業務上の秘密を保持しなければならない。
- (4) 提出された業務企画書等は、選定の公正性、客観性を明らかにするため、公表することがある。
- (5) 業者選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (6) 委託業務の実施により取得した著作権等については、原則として村に帰属する。
- (7) 採用された企画案については、実施段階において、予算やその他の事情により変更することがある。